

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）28条1項及び5項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成31年1月29日付けの「保護申請却下通知書」（以下「本件処分通知書」という。）で行った法28条1項及び5項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

私は、報告をしている、忌避もしていない。生活状況がわからないというのは子どものつかひである。外泊は宿泊所のルールに沿ったもので、居所は入所時点で〇〇に決まっている。協力しないとあるが、私は資料は全て出している。生活実態が把握できないというのは、援護課のウソであり、レッテル貼りであり、わからないフリをしている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年11月12日	諮問
令和元年12月16日	審議（第40回第1部会）
令和2年1月20日	審議（第41回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を、4号に「要保護者の資産及び収入の状況」を挙げている。

また、法24条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつ

たときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないとする。

(3) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるものとしており、同条5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができるものとしている。

(4) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）の第12・2によれば、保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査することとされている。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）によれば、「新規申請があった場合は、申請書、収入申告書及び資産申告書（預貯金等について記載したもの）を徴し、可能な範囲で当該記入内容を証明するための資料の提出を求める。」とした上で、「申請時に申請書以外の書類や資料が提出されなくとも、申請は受理する必要がある。協力を得られず未提出等により調査ができないため、保護の要件が確認できない場合は、法第28条第5項により申請を却下することとなる。」とされている（運用事例集問10-4の回答1）。

また、「預貯金の把握については、資産申告書に基づいて、対象者からその状況を聞き取るとともに、預金通帳等の提示を求める。」、「年金・手当等の受給者についてはそれらが振り込まれている通帳…も提示を求め、残高を確認するとともに、過去1年間程度の入出金の状況を確認する。」とされている（同回答2）。

運用事例集による上記各取扱いは、いずれも法28条1項及び5項の規定による資料の提出要求及び保護申請却下の処理について具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

処分庁は、本件申請を受けて、請求人に係る保護の要否を判断するに当たり、申告書類の提出を求め、請求人から受領したが、その内容は請求人の収入状況、資産状況、生活実態を明確にするものではなかったこと、特に収入状況については、年金の受給について事実と異なる記載がなされていたこと、預貯金の有無は明らかにしなかったことが認められる。また、そのほか、請求人が事務所を訪れた際、及び電話がつながった際に、担当職員がこれらの生活状況、資産及び収入の状況について問い質した際にも、具体的な答えが得られず、これらの状況が不明のままであったことが認められる。

そうとすると、請求人による協力が得られないため、処分庁として、請求人の保護の要否についての十分な調査を行うことができないものであったことから、処分庁が、保護の要否の判定ができないものとして、法28条1項及び5項の規定に基づき、本件申請を却下した本件処分には、違法・不当な点はないものということができる。

3 請求人は、資料の提出して必要な報告をしており、生活実態がわからないということはないと主張している。また、保護に係る住所なし居所は〇〇であるとしているようである。

しかしながら、請求人が、〇〇で宿泊したことが確認できるのは、この間1月21日の1日だけであって、その余の期間は、荷物を置かずに宿泊所職員に行く先も告げずに外出したままであり、〇〇を生活の本拠と認めるには疑問が残るところである。一方、請求人が過去に提起した審査請求においては、〇〇を肩書地としており、また、本件処分後に請求人について保護開始となった際には、同所が保護に係る住所となっていることからすると、本件申請時において、生活の本拠は〇〇であることも考えられるが、本件申請時には、請求人は〇〇の住所については何ら触れることなく、インターネットカフェに寝泊まりしているとの説明を行って、宿泊所への入所を希望する等、結局、本件処分時まで住所・居所については判然としないまま経過したものというほかはない。

さらに、資産についても、金融機関の口座の保持の有無を明らかにしないことなどから必要な申告をしているとはいえない。また、収入について、請求人は、障害基礎年金の受給を否定するも、〇〇年金事務所への調査結果からすると2月15日には、年金の給付が予定されている事実が明らかとなっており、請求人の説明は事実との整合性がない。

なお、請求人は、〇〇年金事務所に宛て障害不該当届を提出していることが窺えるが、同届の提出理由を明らかにしていない。障害不該当届は、障害基礎年金の受給権者が、年金の受給に必要な障害の状態に該当しなくなったときに提出すべき建前のものであることからすると、仮に、障害基礎年金の受給資格の要件を欠くに至っていないのに当該届を提出したのであれば、資産不活用の疑いがあり、一方、受給要件を満たさないほどに請求人の障害の程度が真に軽減しているのであれば、稼働能力の回復も一応考慮すべきであるから、このことに関しては、さらに調査を要すると考えられる。しかしながら、請求人から係る調査への協力が得られる状況があったとはいえないものである。

以上のことから、保護の可否を判断するには、不明な点が多々あって、請求人は、これに必要な資料を提出し、処分庁が行う調査に十分協力しているとはいいがたいものというほかはない。

したがって、請求人の主張を理由があるものとは認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別 紙 (略)